

(新) 安心・安全な最終処分場の計画的確保事業

7百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物の最終処分量については、各種リサイクル法の施行等により排出抑制やリサイクルなどが進み、近年減少傾向を示している。しかし、再生利用が困難な産業廃棄物等については、今後においても相当量の排出が見込まれているところである。

一方、安定型産業廃棄物最終処分場については搬入できる品目が安定型産業廃棄物に限定されているにもかかわらず、司法からは法令や維持管理基準を遵守していてもそれら以外の有害物質の混入が不可避であると指摘されるなど、制度のあり方に関する問題点が浮き彫りになってきている。

そこで、今後安心・安全な産業廃棄物最終処分場を計画的に確保することを目的として、現行廃棄物処理法における処分場の区分のあり方を含め必要な施策について幅広い検討を行う。

2. 事業計画

- (1) 安定型産業廃棄物の排出状況、最終処分状況等に係る将来予測その他必要な各種調査の実施
- (2) 最終処分場の区分のあり方に関する検討会の開催 など

3. 施策の効果

安心・安全な最終処分場の計画的確保の推進